

## [事案23-258] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成24年9月26日 裁定終了

### <事案の概要>

証券会社を窓口として契約した変額年金保険につき、募集人の不実告知を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成23年7月に加入した一時払保険料1,000万円の変額年金保険について、募集人（証券会社職員）からは、「毎年30万円の年金を受取ることができ、年金を受け取っても元本は減らず、途中解約の場合でも元本は保証されるものである」と聞いたが、募集人の説明が誤っており、また、一時払保険料の原資についても説明が誤っている。よって、契約を取消し、一時払保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、適切な募集が行われていたと判断されることから、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 募集人は申立人に対して、パンフレットおよび「ご契約に際しての重要事項」を提示し、適宜、読み上げる方法により、本商品の内容及びリスクを説明しており、誤説明や説明懈怠等がなされた事実は認められない。
- (2) 募集人は、申立人の本商品に関する意向・適合性を確認し、申立人より本商品に関する契約の申込みを受けている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張の法的な根拠は、不実告知による取消し（消費者契約法4条1項1号）、および錯誤による無効（民法95条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### 1. 前提事実

- (1) 募集人は、保険会社職員を同行して、申立人宅を訪れ、本契約の勧誘をし、同日、申立人は本契約を申込んだ。
- (2) 本契約の「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」には、本契約の内容について、①積立期間1年（申立人が指定した期間）で基本保険金額1000万円の場合の年金額は30万円であること、②積立期間中は死亡保険金額として、年金支払期間中は既払年金累計額と死亡一時金額の合算（受取総額）として、払込保険料相当額の100%が保証されること、③解約の場合の払戻金は運用実績や解約控除により払込保険料を下回る場合があることなどが記載されている。
- (3) 「意向確認書兼適合性確認書」には、本契約はリスクのある投資性商品であることや、

途中解約の場合の解約返戻金額は、運用実績や解約控除により一時払保険料を下回る可能性があることが記載されており、申立人は書面の記載内容について確認・了解したとして、自署している。

- (4)「申込書」には、商品のしくみ・リスク等について十分に説明を受け、その内容を確認し、「契約締結前交付書面」等を受領したとして、申立人が押印している。
- (5)申立人は、本契約当時 79 歳であったが、それ以前の約 10 年間、証券会社において株式や債券の取引をしており、また、変額個人年金保険の取引経験もあり、本契約の内容を判断する能力は有していたと認められる。

## 2. 不実告知の主張について

本契約の募集に、パンフレット等の資料が使用されたかについて、申立人と募集人の陳述は全く異なるが、保険商品の説明は、通常、募集資料を使用して行われ、本件の募集は、保険会社職員も同席して 1 時間程なされていることから、何も使用せずに説明がなされたとは考え難く、募集人は、資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。

そして、元本保証の点については、申立人は事情聴取において、募集人が申立人の主張する内容を説明したのではなく、申立人がそのように理解した旨を陳述しており、この点について不実の説明がなされたとは認めることはできない。

## 3. 錯誤無効の主張について

以上からすると、元本保証について錯誤の存在を認めるのは困難で、仮に申立人に要素の錯誤があったとしても、募集資料の内容、申立人が自署した書面内容及び募集人の説明状況、さらに申立人は元本保証の商品を希望していたとしながら、その点について募集人に何の確認もしていないことなどから、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、申立人の主張を認めることはできない。